

全ト協発第12号(企)  
令和6年4月5日

都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



ラストマイル輸送等への輸送対策としての  
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

平素は、当協会の事業運営等に関し、種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送を中心に、事業用自動車のみでは、輸送力の確保が困難となっていることから、道路運送法第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別添のとおり、国土交通省より通達が発出されましたので、関係通達とともにお送りさせていただきます。

なお、本通達の適用に伴い、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日国自貨第91号)は、令和6年12月31日限りで廃止されますので、貴協会会員事業者に対し周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」  
(令和6年3月29日 国自貨第868号の2)

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 (担当: 星野、吉田、松本)  
電話: 03-3354-1037、FAX: 03-3354-1019

